

RCJ ESD COORDINATOR 資格認証制度

RCJ ESD COORDINATOR 資格認証専門委員会
H15.11

改訂 H17.9 (年会費の導入)

改訂 H18.9 (.....が追加、—が削除) (名称変更、会費年度と認証カード有効期間の明確化)

1. RCJ ESD COORDINATOR 資格認証制度とは？

ESD COORDINATOR 資格認証制度とは、財団法人日本電子部品信頼性センター (RCJ) が、IEC 61340 シリーズ規格を基準として、ESD COORDINATOR を認証する制度です。

ESD COORDINATOR は、組織内での開発・設計・製造・購買・管理・教育訓練・現場サービスにいたる ESD 管理システムを構築し、維持、管理する役割を果たします (ただし、この認証では IEC61340 シリーズの中で、人体安全性や労働安全性など安全性についての項目は、除外します)。このような役割を果たすために、ESD COORDINATOR は、ESD 管理技術全般と品質管理技術の双方についての知識をもち、ESD に係わる人、物、環境との相互関係を考慮し、組織の ESD 管理プログラム推進のための管理能力をもつことが期待されます。また、組織内外の監査に対して、豊富な経験と知識にもとづいて明確に対応する役割を持つものです。

RCJ は、RCJ ESD COORDINATOR 資格認証の性格上、外部との交渉を行うことが想定される為に、ビジネスを目的とした使用を制限するものではありません。ただし、その使用に際しては、適切かつ公正な運用を行い、その範囲は、付属に示す RCJ の定めた職務により行うことが推奨されます。

2. ESD COORDINATOR とは？

本資格認証制度では、ESD COORDINATOR と主任 ESD COORDINATOR の認証を行います。

ESD COORDINATOR とは、最低限 IEC 61340 シリーズの 5-1、5-2 (静電気現象からの電子デバイスの保護 - 一般要求事項 (5-1)、- ユーザガイド (5-2)) に記述された ESD 管理作業に関する知識を有する ESD 管理の専門家、施設内の ESD に関連することに対して責任を持つ技術者です。

主任 ESD COORDINATOR は、IEC 61340-5-1、5-2 を含めその他の IEC 61340 シリーズ規格の知識を有し、さらに豊富な実務経験を有し、ESD COORDINATOR や ESD 作業従事者の教育・訓練を行い、社内の指導的立場に立ち、全社的な ESD 管理に責任を持つ技術者です。ESD COORDINATOR 認証取得が前提です。

一般に、ESD COORDINATOR と主任 ESD COORDINATOR は、ESD に関する諸問題に機動的に対処するため、日常の担当業務や職制に規制されることなく、別システムの組織と権限を持ち、独立に活動できることが推奨されます。

又、将来、必要とする実務期間終了後、ESD COORDINATOR、主任 ESD COORDINATOR の他に、2 つの COORDINATOR を統率する上級 ESD COORDINATOR の認証を行う予定です。その主な責務は、ESD COORDINATOR、主任 ESD COORDINATOR の RCJ 資格認証委員会への推薦と監査です。なお、付録に詳細な資格基準と職務を示します。

3. RCJ ESD COORDINATOR 資格認証専門委員会の組織図

RCJ が運営する ESD COORDINATOR 資格認証専門委員会の組織は以下の通りです。研修・試験分科会でセミナーと資格試験を実施し、その結果を基に、認証分科会で認証者の推薦を行います。その推薦を受け、RCJ が認証書、ID カードを発行します。また、資格所有者が会員となる連絡協議会は、会員相互の情報交換や本制度への提言などを行う委員会です。

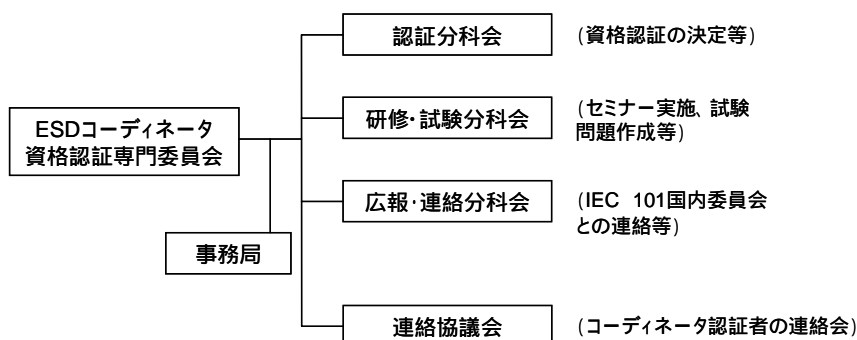


図 1 RCJ ESD COORDINATOR 資格認証専門委員会の組織

RCJ ESD COORDINATOR 資格認証実施要領

1. ESD COORDINATOR 資格認証基準

- (1) 年 2 回行われる RCJ 主催の ESD COORDINATOR のためのセミナーを受講すること。
- (2) 上記セミナーと同時に行う試験、又は再試験に合格すること。

2. ESD COORDINATOR セミナーと試験

2 日間の研修・セミナーを行い、2 日目の最後に認証試験を行います。セミナーと試験は年 2 回(5 月、11 月)を予定します。

2.1 セミナー

1.5 日間の IEC 61340 シリーズに基づく ESD 管理に関するセミナーを行います。教材は、IEC 61340-5-1 (静電気現象からの電子デバイスの保護 - 一般要求事項)、IEC 61340-5-2 (静電気現象からの電子デバイスの保護 - ユーザガイド) 及びその解説書からなります。

2.2 試験

2 日目の後半に、資格認証試験を行います。試験時間は 2 時間とします。出題の範囲は、原則として IEC 61340-5-1、IEC 61340-5-2 の内容です。その他、ESD 現象の基礎的内容も含まれます。なお、RCJ 指定教材の持ち込み可、電卓可(その他の IT 機器は持ち込み不可)とします。

試験結果は、試験後 1 ヶ月以内に受験者に郵送します。また、合格者には、認証書及び ID カードを授与します。

2.3 再試験

年 2 回実施するセミナー及び試験と同時に再試験を行います。再度のセミナー受講の必要はなく、再試験のみの受験となります。なお、1 回のセミナー受講の有効期限は 2 年間とします。

3. ESD COORDINATOR 資格の有効期限、維持及び更新

資格の有効期限は初回登録日又は更新日から 3 年とします。資格の更新のためには、再度のセミナー受講が必要です。セミナーは 1 日間を予定し、試験はありません。但し、レポート提出が必要です。評価を行います。不合格の場合は再提出が必要になります。これは、IEC 61340 シリーズ規格の改定に伴う研修が必要と考えるためです。大幅な規格改定があった場合等は、臨時的更新セミナーを開催します。3 年以内に臨時的更新セミナーを受講した場合は、3 年目の更新セミナーは免除されます。更新毎に認証書を発行し、有効期限を明記します。

~~登録日から一年が経過する毎に年度(4 月から翌年 3 月まで)毎に資格維持として、維持料(年会費)を支払う必要があります。但し、初回登録後一年間年度は維持料は必要ありません。また、1 年毎に認証カードを発行します。認証カードの有効期限は 1 年間(資格取得月～翌年の前月)とします。(注:維持 1 年、更新 3 年) 会費請求後 1 年以内に会費の納入が無い場合は、有効期限内でも資格が失効します。(注:会費年度(4 月から翌年 3 月まで)と認証カードの有効期間(資格取得月～翌年の前月)は異なります。但し、認証カード有効期限は、8 月、11 月受講者は翌年の 12 月 31 日、5 月、6 月受講者は翌年 6 月 30 日に統一します。)~~

4. 費用

初回のセミナー・試験受講料、再試験受験料、資格更新のためのセミナー受講料は必要です。資格維持のための年会費は、ESD COORDINATOR、主任 ESD COORDINATOR とも同額で、また RCJ 会員・非会員の区別無く、8,000 円とします。

5. その他

資格有効期間は、初回登録日(又は更新日)～3 年目の 12 月 31 日(8 月、11 月受講者)と初回登録日(又は更新日)～3 年目の 6 月 30 日(5 月、6 月受講者)の 2 種類に整理します。

RCJ 主任 ESD COORDINATOR 資格認証実施要領

1. 主任 ESD COORDINATOR 資格認証基準

- (1) ESD COORDINATOR 登録者で、その後2年以上の実務経験があること(制度開始初期には特例がある。ESD COORDINATOR 登録後2年経過しなくとも、登録以前の実務経験を考慮する)。
- (2) 年1回行われるRCJ主催の主任 ESD COORDINATOR のためのセミナーを受講すること。
- (3) 上記セミナーと同時に行う試験、又は再試験(年1回を予定)に合格すること。

2. 主任 ESD COORDINATOR セミナーと試験

2日間の研修・セミナーを行い、2日目の最後に認証試験を行います。セミナーと試験は年1回(11月)を予定します。なお、再試験は年1回(11月)を予定します。

2.1 セミナー

1.5日間のIEC 61340シリーズに基づくESD管理、電氣的測定方法、対策資材評価方法、部品試験方法など、ESD全般のセミナーを行います。教材は、既発行のIEC 61340シリーズ規格及びその副教材(解説書)からなります。

2.2 試験

2日目の後半に、資格認証試験を行います。試験時間は2時間半とします。出題の範囲は、原則としてIEC 61340シリーズ規格及び副教材の内容です。なお、RCJ指定教材の持ち込み可、電卓可(その他のIT機器は持ち込み不可)とします。

試験結果は、試験後1ヶ月以内に受験者に郵送します。また、合格者には、認証書及びIDカードを授与します。

2.3 再試験

年1回実施するセミナー及び試験と同時に再試験を行います。再度のセミナー受講の必要はなく、再試験のみの受験となります。なお、1回のセミナー受講の有効期限は2回の再試験可とします。

3. ESD COORDINATOR 資格の有効期限、維持及び更新

資格の有効期限は初回登録日又は更新日から3年とします。資格の更新のためには、再度のセミナー受講が必要です。セミナーは1日間を予定し、試験はありません。但し、レポート提出が必要です。評価を行います。不合格の場合は再提出が必要になります。また、ESD COORDINATOR 資格認証セミナー時の試験問題作成(10問)をお願いすることがあります。これは、IEC 61340シリーズ規格の改定に伴う研修が必要と考えるためです。大幅な規格改定があった場合等は、臨時の更新セミナーを開催します。3年以内に臨時の更新セミナーを受講した場合は、3年目の更新セミナーは免除されます。更新毎に認証書を発行し、有効期限を明記します。

~~登録日から1年が経過する毎に年度(4月から翌年3月まで)毎に資格維持として、維持料を支払う必要があります。但し、初回登録後1年間は維持料は必要ありません。また、1年毎に認証カードを発行します。認証カードの有効期限は1年間(資格取得月～翌年の前月)とします。(注:維持1年、更新3年) 会費請求後1年以内に会費の納入が無い場合は、有効期限内でも資格が失効します。(注:会費年度(4月から翌年3月まで)と認証カードの有効期間(資格取得月～翌年の前月)は異なります。但し、認証カード有効期限は、8月、11月受講者は翌年の12月31日、5月、6月受講者は翌年6月30日に統一します。)~~

4. 費用

初回のセミナー・試験受講料、再試験受験料、資格更新のためのセミナー受講料は必要です。資格維持のための年会費は、ESD COORDINATOR、主任 ESD COORDINATOR と同額で、またRCJ会員・非会員の区別無く、8,000円とします。

5. その他

資格有効期間は、初回登録日(又は更新日)～3年目の12月31日(8月、11月受講者)と初回登録日(又は更新日)～3年目の6月30日(5月、6月受講者)の2種類に整理します。

< ESD COORDINATOR、主任 ESD COORDINATOR 更新に関する要領 >

1. 更新セミナー内容

- (1) 時間は1日とします。
- (2) 内容は、IECにおける規格改定状況(IEC 61340 5-1、5-2を中心に改訂状況の説明)や実際のESD対策技術のセミナーです。
- (3) セミナーは、ESD COORDINATOR、主任 ESD COORDINATOR と同じ内容です。
- (4) 期限内に、テーマに基づいたレポートの提出が必要です。評価を行います。不合格の場合は、再提出になります。再提出の場合は有料(5,000 円)となります。
- (5) 主任 ESD COORDINATOR の更新時には、ESD COORDINATOR 試験用問題の10問程度の作成をお願いすることがあります義務付けます。

2. 開催頻度

半年毎(原則11月、5月)に開催します。

3. 更新期限

- (1) 更新セミナー受講は、有効期限半年前から受講可能とします。
- (2) 期限に余裕を持って受講しても、その後の継続期間は、前回の有効期限切れ日を基準とした3年とします。(例:有効期限切れが2006年6月30日で、2005年11月に更新セミナーを受講した場合、有効期限切れは2009年6月30日となります。)
- (3) 期限切れ後半年以内に更新セミナーを受講すれば継続可能とします。但し、更新セミナー受講後の有効期限切れは、前回の有効期限切れ日を基準とした3年とします。(例:有効期限切れが2006年6月30日で、2006年11月に更新セミナーを受講した場合、有効期限切れは2009年6月30日で前の有効期限が基準となります。)また、前回の有効期限切れ後、更新セミナー受講前の期間は、資格一時停止となります(認証カードが発行されません)。
- (4) 期限切れ後半年以内に、更新セミナーを受講しない場合は、資格失効となります。もし、ESD COORDINATOR 資格を要望する場合は、最初からの受講となります。

4. 更新期限内に主任 ESD COORDINATOR へ資格格上げの場合の取り扱い

- (1) ESD COORDINATOR が主任 ESD COORDINATOR に格上げになった場合、更新セミナーは、格上げ時点から3年以内に受講する必要があります。
- (2) 3年間の資格有効期限切れ時に、主任 ESD COORDINATOR セミナーを受講する場合、合否結果に係わらず、更新セミナーの受講を免除します。

<付録> ESD COORDINATOR の分類と推奨される責務

ESD COORDINATOR は、その権限により 3 つに分類されます。その分類と推奨される主な職務/権限、資格要件をまとめて以下に示します。

A. ESD COORDINATOR

1. 目的：現場作業などの ESD 管理を行う者
2. 職務/権限：ESD 管理用物品の購入仕様書や ESD 作業現場の仕様書の作成、ESD 管理用各製品についての品質検査、社内用 EPA 認証書の発行(当事者間は、主任以上)、訓練プログラムの作成とその記録の維持、代理人の指名と教育・記録の維持
3. 資格：
IEC 61340-5-1、5-2 を主とするセミナー受講後に認証試験に合格した者
4. 有効期限：3 年間

B. 主任 ESD COORDINATOR

1. 目的：ESD COORDINATOR の教育・訓練の実施
2. 職務/権限：ESD COORDINATOR への教育と記録の維持、現場監査、
3. 資格：
 - ・ ESD COORDINATOR として、ESD 関連業務を一定期間(2 年以上)行っていること
 - ・ IEC61340 シリーズ全般についてのセミナー受講後に認証試験に合格した者
4. 義務：ESD COORDINATOR を取得したものは、翌年あるいは資格を得た試験の次の試験以降の ESD COORDINATOR の試験問題を作成する(研修・試験分科会に登録)。RCJ の行う ESD 関連セミナーや講演などの講師をする。
5. 有効期限：3 年間。

C. 上級 ESD COORDINATOR

1. 目的：ESD COORDINATOR、主任 ESD COORDINATOR の RCJ ESD COORDINATOR 資格認証専門委員会への推薦と監査
2. 職務/権限：ESD COORDINATOR への教育、認証、監査、ESD 管理に関する認証書の発行
3. 資格：
主任 ESD COORDINATOR の資格を一定期間(3 年以上)保持し、教育/監査/認証についての試験に合格した者(検討中)。

表 1 代表的な ESD COORDINATOR (ESDC) の推奨される職務

類 代表的な職務	ESD COORDINATOR 分		
	ESDC	主任 ESDC	上級 ESDC
・ ESD 保護アイテム・装置のリスト作成とその維持			
1. 各アイテムの仕様書の作成 2. 承認 3. 認証(社内認証書) 4. 購入記録とその維持 5. 品質管理検査とその記録・維持			
・ 教育・訓練計画の確認と実施			
1. 教育・訓練計画の作成 2. 訓練の実施とその記録の維持 3. 再訓練の実施			
・ 61340-5-1,5-2 要求事項の適応とその確認			
1. 要求項目との適合性確認 2. ESD 管理手順・管理方法についての点検			
・ 定期内部監査内容の作成			
1. 期間・間隔 2. 内容			
・ EPA 適合性認証書の発行			
社内の EPA 適合性認証書の発行			
当事者間(第三者)の EPA 適合性認証書の発行			
第三者の EPA 適合性認証書の発行(検討中)			
・ 代理人の選定			
(社外のものを代理人とする場合には、その代理人は、主任 ESD COORDINATOR であること)			
・ ESD COORDINATOR の教育・訓練計画の確認と実施			
1. 教育・訓練計画の作成 2. 訓練の実施とその記録の維持 3. 再訓練の実施			
・ 外部監査(第三者)			
IX. 第三者監査(検討中)			
X. IEC61340 他の STD を使用した測定系・評価結果の当事者間での発行			
XI. STD を使用した測定系、評価結果の第三者としての発行(検討中)			
XII. ESD COORDINATOR と主任 ESD COORDINATOR の任命(RCJ ESDC 資格認証専門委員会への推薦)			
XIII. 第三者の IEC 61340 に関係する資材適合性認証書の発行(検討中)			

注) RCJ ESD COORDINATOR 資格認証専門委員会は、(上級、主任)ESD COORDINATOR 資格の不適切な使用、誤解を招くような資格の使用、及び虚偽の資格の使用を行った場合には、資格の一時停止、資格取り消し、認証書の返還を求めています。